

論 文

厚生年金の財政と世代間負担

——フェア年金の構想——

金子 能 宏
田 近 栄 治

I はじめに

年金の財政は、ほぼ5年ごとに見直しがなされ、その結果に基づき年金制度の改革がなされてきた。この見直し作業は「財政再計算」と呼ばれているが、先の再計算は、1989年に行われた。そして、年金改革のポイントのひとつとして、厚生年金の支給年齢の65歳への引き上げが提唱されたが、政治的な混乱もあり、実現されなかった。その後、いわゆる「1.53ショック」といわれるように出生率の低下がますます顕著となり、高齢化の予想以上の進展が心配されるようになってきた。

こうしたなかで、94年の財政再計算に基づく年金の改革法案が同年11月に成立した。厳しくなる財政を前に給付と負担の両面で改正がなされたが、厚生年金において「部分年金」という考えが打ち出された。これは、基礎年金の支給が始まる以前の60歳から64歳までの間は、報酬比例部分に限定して年金を支給しようというものである¹⁾。また、支給額の算定を行う際に用いる過去の報酬の評価方法を、現役世代の賃金の伸び率から、手取り賃金の伸び率に抑えることになった。

一方、保険料の負担の面では、現行の14.5%の保険料率を29.6%にまで引き上げるスケジュールが示された。と同時に、ボーナスからも1%の保険料が徴収されることになり、保険料が将来的には30%を超えることは、確実にようになってきた。

こうした事実が、再計算のたびに国民に示されるにつけ、国民は年金財政の不安を募らせている。実際、その不安は厚生年金の仕組みとわが国の人

口の高齢化を考えると、当然ともいえる不安なのである。厚生年金の主たる給付は老齢年金と遺族年金であるが、遺族年金の一人当たり支給額は平均実績で見て、老齢年金のほぼ50%である。したがって、年金受給者数を考える場合は、遺族年金受給者の半分を加えなくてはならない。こうした調整を施した上で、1989年の再計算の推計から、被保険者100人に対する「老齢年金受給者」を求め直すと、ピーク時で72人となる。一方、老齢年金は現役勤労者の報酬の60%から70%を支給すると考えられている。とすると、実質的に賦課方式となっている厚生年金の保険料は、43.2%から50.4%となる。

しかも、既に多くの論者から指摘されているように、89年（平成元年）財政再計算に用いられた人口推計は、現実には1.53であった90年の合計特殊出生率を1.82と予測していたように、極めて将来に対して楽観的な推計であった。とすると、94年の改正で示された30%という保険料は本当にこれで「安心」してよい数字なのか。高齢化がもっと進むとすれば、いったい年金はどうなるのか。仮に、現在中年以上である人々が今示されている方式で年金を受け取ったとしても、その負担を将来世代に過大に押し付けることになりはしないか。

こうした高まる危惧のなかで、年金財政をめぐって今求められるのは、次の2点を明らかにすることであろう。まず第1に、人口の高齢化によって、年金財政はどうなるのか。再計算はいわば厚生省の独自の世界であり、人口推計から統計の収集にあたる社会保険庁まで、厚生省の管轄下にあ

る。したがって、年金の財政をあずかる厚生省としては、小椋(1991)の指摘のように人口の高齢化について、ややもすれば厳しさを欠きがちである。そこで、この点について大胆な仮定をおいて年金財政を検討することが重要な課題となる²⁾。

年金財政をめぐる第2の差し迫った問題は、世代間の負担の格差である。給付の引き下げと保険料のカットの両面から、将来世代は年金財政の負担を強いられる。年金の本来の目的は、老後の所得保障であるとすれば、特別の理由がない限り、将来世代に過大な負担を強いるべきではない。この点を考えるために、世代(コホート)間の拠出と給付の格差をまず示さなくてはならないであろう。

われわれは、この点を更に一步進め、世代間で(保険数理的に見て)フェアな保険を考える。既に給付を受けている世代には、このフェアな概念を適用することは困難と思われるので、一定の年齢を定める。そして、その年齢以下の世代は、それぞれの世代で見てフェアな保険としての年金を提供するのである。これによって、将来的には負担の公平は実現する。しかし、そのためには、「過去の債務」を清算しなくてはならない。

フェア年金世代以前の世代が、既にまた将来的に保険料を上回って受け取る年金の額が、そうした債務である。賦課方式の下にその債務をいくら引き延ばしても、将来世代に相当の負担を求めない限り、この債務は消えることがない。年金についてどのような考えを持つにせよ、世代間の公平を考える限り、この債務額を国民に示す必要があるだろう。その数字を前提に、客観的に世代間の負担を論じ、年金改革の道筋をつけていくべきである。

この論文の目的は、以上示した2つの問題、すなわち、将来人口の推移と厚生年金財政、および世代間の負担の実態とフェア年金と取り組むことである。厚生年金という膨大な制度の将来推計という困難な作業である。推計にあたり、可能な限り再計算の結果を参考にした。特に、年金受給者数と受給額は、基本的には既に生まれている世代を対象にしたものであること、被保険者数も、再

計算と同一の人口統計を用いた場合はほぼ同一結果を得なくてはならない等、推計の基礎部分を固めるために89年再計算を最大限利用した。

その上で、推計上、ひとつの貢献を目指した。これは、既に厚生年金の旧法を扱った金子・田近(1994)で論じたが、年金加入者のそれぞれのコホートの生涯にわたる拠出額と受給額を推計し、その集計として各年の年金財政を求めることである。換言すれば、「マクロ指標」である年金の財政と、「ミクロ指標」であるコホートデータが補完しあうようなデータベースを構築することを目指した。このようなデータベースを作ることによって、特定のライフスタイルを想定した単に「代表的な個人」ではなく、各コホートの真の平均的な年金の負担と給付の実態を明らかにすることができる³⁾。こうした推計の精度は、厚生年金の旧法については示すことができた。将来推計である新法については、われわれの推計の精度を示しようがないが、上で述べたように、同一の仮定をおいた場合の再計算の「マクロ」の結果との異同をできるだけ少なくするように努めた。

以下各節の構成について述べる。次節では、厚生省の暫定推計の他に、出生率をより厳しく見積もった人口推計を用いて、厚生年金の成熟度を検討する。第III節では、厚生年金の財政を考える。ここでは、受給額の物価調整に関して、賃金インデックスと消費者物価インデックスを取り上げ、2つの推計を試みる。第IV節は、世代間の負担の公平を扱う。まず、男女のコホート別に見た負担の格差の実態を調べる。続いて、上に述べたフェア年金に移行した場合に清算しなくてはならない、「過去の債務」を求める。最終節では、本稿の主要な発見と厚生年金改革にあたっての課題について述べる。

II 将来推計人口と厚生年金の成熟度

年金財政は、拠出世代となる将来の労働力人口を決める年齢別人口の推移に影響を受ける。この影響を見るために本稿で用いる人口推計は、厚生省人口問題研究所の将来推計人口(中位推計、

1992年9月推計)と財政経済協会の推計人口(1994年推計)である²⁾。人口推計が相違する理由は、厚生省推計では合計特殊出生率(TFR: Total Fertility Rate)が近い将来回復すると仮定しているのに対して、協会推計ではこれが回復しないと仮定しているからである。厚生省人口問題研究所中位推計によれば、近年急激に低下したTFRは、ほどなく底を打ち反転すると見込まれている。1991年には1.53であったTFRは、中位推計では1994年に1.49まで下がった後、それを底として急速に回復し2010年頃には1.8の水準にまで戻るとされている。

一方、協会推計では出生率の回復が遅れる場合の将来人口を予測した。TFRの回復が遅れる理由として留意すべき点は、子供を育てるものの費用の上昇である。その費用には、出産費用、養育費用、住居費等といった直接費用の他に、子供を持ったためにあきらめなくてはならない所得、つまり機会費用がある。この機会費用は女性が子育てをしなければ得ることのできた本人の勤労収入であるが、これは、女性の高学歴化とキャリア職業への進出に伴いますます大きくなると見込まれる。これらの背景を念頭におくと、TFRの回復は、厚生省中位推計のシナリオよりもはるかに遅れた緩慢なものになると考えられる。こうした考察からTFRの回復がより遅くなると前提した協会推計人口によれば、1991年に1.53であったTFRはその後低下し続け、2010年に1.35まで下がった後、徐々に回復し、2060年頃ようやく1.75の水準にまで戻るとされている。

このようにTFRの回復が大きく遅れると、その影響はとりわけ2015年頃から大きく始まる。表1に見られるように、その影響は21世紀中盤(2050年)に大きく現れ、協会推計の高齢化率(=65歳以上人口/人口)が厚生省推計のそれよりも5%ポイントも上回ることがわかる。協会推計では将来の若年人口が大きく減少するために、厚生省推計より高い高齢化率になる。したがって、年齢別人口に対する被保険者の比率を一定と見なせば、TFRの回復が遅れ将来の若年人口が減少すると予測する協会推計に基づく被保険者数は、厚生省

推計に基づく場合よりも減少する。

こうした人口推計による被保険者数の相違は、保険料引き上げスケジュールを所与とすると、保険料拠出総額の相違として現れるために、年金の財政収支にも影響する。このような結果をもたらす人口推計別の被保険者数を求めるために、本稿では次のような手順を踏んだ。まず、在職老齢年金制度の改正に影響を受ける60歳以上65歳までの間の労働供給について特定の仮定をおくことを避けて、60歳で退職しこの年齢で新規裁定を受けると仮定した。つまり、被保険者期間は20歳から59歳まで、年金支給開始年齢は60歳とした。ただし、3号被保険者に対する年金は基礎年金の支給と見なされるため65歳支給開始としている。1981年からは、社会保険庁『事業年報』から毎年の男女別・5歳階級別被保険者数がわかる。そこで『事業年報』(平成5年度版)に示された1992年時点の5歳階級別被保険者比率が推計期間にわたって一定であると仮定し、将来の被保険者数を推計した。

表1の男女別被保険者の推計結果は、上に述べた人口推計による相違を示している。厚生省推計人口では、被保険者数は2000年で最も多く、3219万人となるが、以降減少し、推計の最終年の2060年では、2268万人になる。協会推計人口では、被保険者数は2000年で3212万人でピークをむかえて以後減少し、2060年には1700万人になる。このような被保険者の2000年代に入ってから減少傾向は、厚生省推計人口の場合と変わらない。しかし、協会推計人口の場合の被保険者数は、2025年以降明らかに厚生省推計人口に基づく被保険者数よりも低い値を示している。

年度別の被保険者総数を世代(コホート)別に見た場合、各世代の個人が60歳に達すれば年金受給者となる。したがって、世代別の新規裁定者から次の年までに死亡等の理由で失権した人々を除いた受給者を毎年積み上げて合計すれば、年々の総受給者数を求めることができる。このように、受給者数を求める出発点はコホート別の新規裁定者数を算出することであるが、これは年金制度ごとに次のように行った。

表1 人口推計と被保険者数(人口:万人)

年度	厚生省推計人口				協会推計人口			
	高齢 化率	男子	女子	合計	高齢 化率	男子	女子	合計
1990	12.1	2024	970	2994	12.1	2024	970	2994
1995	14.5	2146	1061	3208	14.5	2140	1062	3202
2000	17.0	2172	1046	3219	17.1	2164	1048	3212
2005	19.1	2136	995	3132	19.5	2126	997	3124
2010	21.3	2048	932	2981	22.1	2037	935	2972
2015	24.1	1942	883	2825	25.4	1927	883	2810
2020	25.5	1887	871	2758	27.3	1855	857	2713
2025	25.8	1865	873	2738	27.9	1795	832	2628
2030	26.0	1832	854	2687	28.6	1709	784	2493
2035	26.6	1764	810	2574	29.7	1586	719	2305
2040	28.0	1674	761	2436	31.9	1451	656	2107
2045	28.4	1608	730	2338	33.1	1346	612	1958
2050	28.2	1571	720	2292	33.7	1270	585	1855
2055	27.0	1559	723	2282	33.0	1215	563	1779
2060	26.0	1548	719	2268	32.5	1162	538	1700

出所 筆者推計

注1: 高齢化率(単位: %)は、田近編(1994), 第1章, 表1-1「人口推計と高齢化率」による。

注2: 男女別被保険者数はそれぞれ筆者推計である。

ここでの基本的なアイデアは、各コーホートの被保険者数と新規裁定者の間の関係を利用することである。まず、老齢年金新規裁定者数と通算相当年金新規裁定者数は次のように推計した。1927年以降生まれの男女別・コーホート別の40歳から59歳までの年齢別被保険者数のうちの最大数を取り出し、このコーホート別被保険者最大数に修正係数を掛けた値を新規裁定者数とした⁴⁾。年金の制度別の受給者数を求めるにあたっては、初期時点の実際の受給者総数を参考に更に修正を施し、その結果を新法世代に適用した。ただし、60歳支給を仮定しているの、こうして求めたコーホート別新規裁定者の年齢は60歳であるとした。

遺族年金の新規裁定者数は、男子の老齢年金受給者のうち、失権しかつ遺族がいた者が該当する。この人数は、年齢別の受給者数に年齢別の失権率と有遺族率を掛けて算出した⁵⁾。これは、被保険者で死亡脱退した者の家族と受給権者で失権した者の家族とからなる。前者は20歳から60歳までの被保険者期間に、死亡脱退した者の人数に年齢階層別の有遺族率と有子率を掛けた値から求めた人数を新規裁定者数とした。後者は、コーホート別

に新規裁定を受けた者で新規裁定を受けた後に失権した者の人数を求め、このコーホート別の人数のすべてを各年度ごとにすべてのコーホートについて総和を求めた値が年度別の失権者に関わる遺族の新規裁定者数となる。なお、遺族年金の新規裁定者の年齢は男子受給者の失権時における年齢であるが、実際に遺族年金を受給するのは妻である。妻の年齢は夫より3歳年下と仮定しているので、妻が受給する期間は、夫が失権した時(新規裁定を受けた時)から最大110歳になるまでの期間であるとした。

3号被保険者の新規裁定者数を求める準備として、男子老齢年金・通算相当年金の被保険者数に1990年の男子の年齢別配偶率を掛けて、年齢別の3号被保険者数を求めた。そこから、新法厚生年金に独自加入している女子被保険者数との重複を避けるために、この被保険者数から新法厚生年金に加入している既婚女子被保険者数を引いた値を年齢別に求め、これらの世代別の3号被保険者が65歳になる時点の被保険者数を新規裁定者数と見なした。

次に、受給者数の算出について述べよう。新法老齢年金の年度別の受給者数は、男女別・コーホート別に1987年以降毎年、新規裁定者数を前年の受給者数に加えた値からその年に失権した者を引いた年齢別受給者数を、すべてのコーホートについて集計した総数である。通算相当年金の受給者数も、基本的には老齢年金と同様に求めた。失権率は、89年財政再計算に示された厚生年金老齢年金の男女別年齢階層別失権率を用いた。

新法遺族年金の受給者数は、新法厚生年金が施行された1986年以降毎年、新規裁定者数を前年の受給者数に加えた値から、その年に失権した者を除いた年齢別受給者数を、すべてのコーホートについて集計した総数である。失権率は、89年財政再計算に示された厚生年金遺族年金の年齢階層別失権率を利用した。

3号被保険者から受給者となる者の数は、コーホート別に1986年以降毎年、新規裁定者数を前年の受給者数に加えた値からその年に失権した者を除いた人数を、すべてのコーホートについて集計

した総和である。失権率は、89年の財政再計算に示された厚生年金老齢年金の女子年齢別失権率を利用した。

推計人口別に厚生年金の各制度の受給者数をまとめたものが、表2と表3である。ここで総受給者数は、旧法適用世代で本稿の推計期間に給付を

受ける者と新法適用世代を合計した人数である。

われわれの推計では支給開始年齢を60歳としており、推計の最終年である2060年に年金の受給を開始する人の生年は2000年である。つまり、この受給者総数の推計では新規裁定者のほとんどが合計特殊出生率の回復について異なる想定をおく

表2 制度別の受給者数①（厚生省推計人口の場合、受給者数：万人）

年度	老齢年金	通算年金	遺族年金	総受給者数 3号被保険者 受給者含まず	総受給者数 3号被保険者 受給者含む	成熟度	実効成熟度
1995	662	555	189	1408	1440	0.20656	0.28400
2000	790	664	259	1714	1819	0.24559	0.34228
2005	927	782	337	2047	2278	0.29602	0.41751
2010	1069	897	422	2390	2715	0.35885	0.51047
2015	1138	961	521	2621	3017	0.40279	0.58491
2020	1185	1020	628	2834	3351	0.42983	0.63965
2025	1245	1084	742	3072	3606	0.45495	0.69159
2030	1311	1152	817	3281	3800	0.48819	0.74904
2035	1395	1229	855	3480	3988	0.54191	0.82962
2040	1415	1250	869	3535	4072	0.58101	0.89018
2045	1393	1234	873	3502	4072	0.59593	0.91664
2050	1334	1185	879	3399	3976	0.58195	0.90396
2055	1257	1120	889	3267	3839	0.55080	0.86759
2060	1200	1069	884	3153	3691	0.52911	0.84024

出所 筆者推計

注：成熟度＝老齢年金受給者数/被保険者数，である。実効成熟度とは、老齢年金の一人当たり受給額に対するそれぞれの年金の一人当たり受給額の比率をウェイトとする、各年金制度の成熟度の加重平均である。

表3 制度別の受給者数②（協会推計人口の場合、受給者数：万人）

年度	老齢年金	通算年金	遺族年金	総受給者数 3号被保険者 受給者含まず	総受給者数 3号被保険者 受給者含む	成熟度	実効成熟度
1995	662	555	189	1408	1440	0.20691	0.28448
2000	790	664	259	1714	1819	0.24611	0.34298
2005	927	782	337	2047	2278	0.29680	0.41859
2010	1069	897	421	2389	2715	0.35995	0.51200
2015	1137	961	521	2620	3016	0.40479	0.58779
2020	1185	1019	627	2833	3350	0.43685	0.65004
2025	1245	1083	742	3071	3604	0.47402	0.72048
2030	1311	1152	816	3279	3798	0.52578	0.80667
2035	1394	1229	854	3477	3986	0.60464	0.92559
2040	1414	1250	867	3532	4067	0.67104	1.02797
2045	1392	1234	870	3498	4066	0.71098	1.09323
2050	1333	1186	875	3394	3968	0.71856	1.11531
2055	1253	1118	882	3254	3823	0.70468	1.10912
2060	1175	1050	873	3099	3634	0.69147	1.10040

出所 筆者推計

注：成熟度と実効成熟度の意味は表2と同様である。

時期以前に生まれた人口に基づいているため、将来推計人口の違いには大きな影響を受けないことがわかる。

しかし、若い世代の人口は推計人口により相違することは、被保険者の推計結果から理解されたとおりである。そこで、成熟度（＝老齢年金受給者数／被保険者数）を推計人口により比較したのが表2と表3の一番右のコラムである。協会推計によると、厚生年金の成熟度は非常に高いものとなることがわかる。更に、実効成熟度は、老齢年金の一人当たり受給額に対するそれぞれの年金の一人当たり受給額の比率をウェイトとする各年金制度の成熟度の加重平均である。これは、若年世代一人当たりが支える高齢者の人数を制度別の給付負担額の影響を反映して表す。実効成熟度の値は、老齢年金の一人当たり受給額が高いために、成熟度よりも大きくなるが、協会推計人口では、2045年以降、1以上となってしまう。その含意は、将来人口の推移によっては、若年世代一人が、平均給付額を受ける受給者一人以上を支えざるを得なくなる可能性があるということである。

Ⅲ 厚生年金の財政収支

厚生年金の財政収支の推計の前提となる経済的要素等についてまとめると、次のとおりである。個人の生存期間は、男女ともに89年財政再計算の基礎率に基づいているので、死亡脱退率が記載されている年齢上限（110歳）まで生きると仮定した。夫と妻の年齢については旧法世代と新法世代ともに、夫が妻よりも3歳年上であると仮定した。また、シミュレーションに必要なパラメータとしての経済的要素は、運用利回り5.5%、標準報酬上昇率（すなわち、賃金上昇率）4.0%、基礎年金改定率（すなわち、基礎的消費支出の上昇率）4.0%、消費者物価上昇率2.0%、であると想定した。

保険料率は、今年度の年金改正で示された5年に一度ずつ2.5%上昇させて29.6%まで引き上げるスケジュールに従う場合を想定した。ただし、本稿の推計では、保険料率1%のボーナスからの保険料徴収は含めていない⁶⁾。

保険料徴収総額（名目値）を厚生省推計人口と協会推計人口それぞれについて算出した結果は、表7-1と表7-2の一番左の欄に示したが、賃金上昇率を4%と仮定しているの、被保険者の減少傾向にも拘わらず保険料総額は増加する。14.5%から29.6%までの保険料率引き上げによる増収効果は、保険料率を引き上げる場合の総拠出額の、保険料率を現状の14.5%で一定と仮定した場合の総拠出額に対する比率によって測ることができる。厚生省推計人口について後者の場合の拠出総額を求めて比較すると、この比率は2000年では約1.3であるが、2020年には約2倍に増加して、以後この比率が持続する結果となり、保険料引き上げによる増収効果が大きいことが理解される。

これに対して、年金種類別の年金受給総額を推計するためには、新規裁定者に与えられる一人当たり年金新規裁定額が必要である。そこで、推計期間の初期時点である1992年については、老齢厚生年金、通算相当年金、遺族年金それぞれ『事業年報』記載の新規裁定額を初期値とした。これ以後新規裁定額は賃金上昇率と同じく4%で上昇するものとした。そして、一人当たり受給額は、賃金インデックスの場合には4%ずつ毎年引き上げられ、物価スライドの場合には2%ずつ毎年引き上げられるものとした。3号被保険者に対する新規裁定額は、次のように2段階に分けて値を設定した。まず新制度への経過措置等を経た後の期間については、40年加入の新規裁定額（基礎年金額）が達成されると見なし、この値を用いた。それ以前は、現在の国民年金の受給額を勘案して基礎年金相当額の1/2を初期値とし、経過措置後の基礎年金額（全額）との間で線形補間した値を新規裁定額とした。

第II節の方法で求めた各年金制度の男女別・コーホート別受給者数にコーホート別インデックスを行った年金給付額を掛けると、男女別・コーホート別給付総額が制度ごとに求められる。この給付額を年度ごとに集計すれば、年金の種類ごとに年度別の男女別・年金給付総額が求められ、その合計をとれば年度別の年金給付総額が推計される。

それぞれの人口推計に基づいて、年金給付のイ

表4 総受給額①(賃金インデックス, 厚生省推計人口の場合, 単位: 億円)

年度	老齢年金	通算年金	遺族年金	総受給額 3号被保険者 受給者含まず	総受給額 3号被保険者 受給者含む
1995	130803	23496	15743	170043	171595
2000	198743	38826	25842	263412	269692
2005	290919	60960	42873	394753	413317
2010	416088	91529	72154	579772	614306
2015	543542	125109	120031	788682	844214
2020	691071	165032	190297	1046401	1144209
2025	882368	214975	276009	1373353	1505945
2030	1125865	278408	369607	1773880	1944304
2035	1454581	361395	470894	2286870	2503935
2040	1793270	446828	582555	2822653	3115967
2045	2145951	536167	712041	3394160	3788333
2050	2495168	625494	872676	3993338	4485509
2055	2857468	718428	1073988	4649885	5247172
2060	3317834	834383	1298762	5450980	6135208

出所 筆者推計

注: 賃金上昇率を4%と仮定した。

表5 総受給額②(賃金インデックス, 協会推計人口の場合, 単位: 億円)

年度	老齢年金	通算年金	遺族年金	総受給額 3号被保険者 受給者含まず	総受給額 3号被保険者 受給者含む
1995	130803	23496	15741	170040	171593
2000	198743	38826	25833	263403	269683
2005	290919	60960	42852	394732	413296
2010	416088	91529	72111	579728	614262
2015	543419	125090	119945	788454	843986
2020	690932	165011	190144	1046088	1143820
2025	882217	214952	275759	1372929	1505435
2030	1125143	278297	369216	1772657	1942990
2035	1453242	361237	470243	2284723	2501702
2040	1791309	446673	581364	2819347	3111779
2045	2143416	536057	709715	3389189	3781583
2050	2492873	625642	868185	3986701	4476070
2055	2847036	716919	1065655	4629610	5222995
2060	3245907	818557	1283245	5347709	6029403

出所 筆者推計

注: 賃金上昇率を4%と仮定した。

ンデクセーション別に旧法適用者と新法適用者を合わせた総受給額の推計結果を示したのが、表4から表6である。

先に見たように、受給者数の推計は人口推計によって差がなかった。そのため、同じインデック

スの場合、受給総額には差が見られない(表4と表5)。しかし、インデックスが異なると同じ人口推計でも受給総額は長期的に大きく異なる。推計の前提として、賃金上昇率4%、物価上昇率2%としているため、賃金インデックスの方が物価スラ

表6 総受給額③(物価スライド, 厚生省推計人口の場合, 単位: 億円)

年度	老齢年金	通算年金	遺族年金	総受給額 3号被保険者 受給者含まず	総受給額 3号被保険者 受給者含む
1995	124444	22384	15027	161856	163320
2000	177772	34943	23519	236236	241612
2005	249856	52875	38039	340771	355764
2010	349247	77534	63105	489887	516640
2015	444814	102887	103868	651570	693176
2020	553454	132225	163259	848939	921365
2025	699624	169979	235123	1104727	1199831
2030	893218	219890	313529	1426638	1546499
2035	1161271	286635	398773	1846680	1997255
2040	1423168	351907	493305	2268381	2473138
2045	1683920	417289	603163	2704373	2983886
2050	1929657	479520	739030	3148208	3494073
2055	2187603	544775	908733	3641111	4055217
2060	2547696	634036	1097717	4279450	4744793

出所 筆者推計

注: 物価上昇率を2%と仮定した。

イドより総受給額が増加し, 年金財政の負担は増加する(表4と表6)。

物価スライドの総受給額を賃金インデックスのそれに対する比率で見ると, 2010年(0.841)以降低下し始め, 2050年(0.780)には大きく減少している。つまり, 保険料率のスケジュールを所与として, 年金財政収支を悪化させない方法としてインデクセーションの見直しをするならば, 賃金インデックスから, 基礎的消費に従った給付改定を行わない物価スライドへ移行することは, 長期的に受給総額を減らす効果を示している。

そこで本稿では, 保険料引き上げスケジュールを前提した財政収支の動向を見るために, スライド制に関する比較を行った⁷⁾。保険料拠出総額と受給総額の差額として把握される単年度収支と積立金の運用収入を含めた収支の推計結果は, 表7-1から表7-3にまとめられている。ただし, 積立金残高の初期値は, 1994年の実績値である, 91兆1340億円を用いた。

まず, 給付のスライド制を賃金インデックスとして固定して, 人口推計の相違により積立金からの運用利子所得を毎年の収入に含めた財政収支がどのように異なるのかを見るには, 表7-1と表7-

2を比較すればよい。賃金インデックスを採用する場合には, いずれの人口推計によっても, 厚生年金の財政収支は恒常的に赤字化することがわかる。単年度収支の赤字化と積立金残高を含めた収支が赤字化する時点は, 被保険者数が少なく見積もられる協会推計人口の場合の方が早い。赤字の規模は, 被保険者数が多く見積もられる厚生省人口推計に基づく場合の方が協会推計人口に基づく場合よりも小さい値を示している(2050年の単年度収支では, 運用利回り5.5%とした時の協会推計人口による赤字額に対する厚生省人口による赤字額は, 1.34倍にも及ぶ)。以上の結果は, 賃金インデックスを続けながら積立金収入を含めた財政収支を赤字化させないためには, いずれの人口推計によっても, 前提とした保険料引き上げスケジュールよりも更に(現金給与に対する)保険料率を引き上げざるを得ないことを示唆している。

次に, 推計人口を厚生省推計人口に固定して, スライド制の相違により厚生年金の財政収支がどのように異なるのかを見るためには, 表7-1と表7-3を比較すればよい。物価スライド制では, 89年財政再計算の推計期間の2050年までは, ほぼ積立金運用収入を含めた財政収支の赤字化を回避する

表 7-1 年金財政収支（厚生省推計人口，賃金インデックス，単位：億円）

年度	保険料	単年度収支		積立金を含めた収支	
	拠出 総額	3号被保険者 受給者含まず	3号被保険者 受給者含む	3号被保険者 受給者含まず	3号被保険者 受給者含む
1995	196840	52010	51040	1225520	1224358
2000	253040	26976	22975	1842418	1826519
2005	344030	3534	-8900	2572529	2504365
2010	452010	-50694	-74734	3343820	3153255
2015	585970	-99876	-139880	4047894	3614761
2020	766530	-144604	-217724	4744505	3846997
2025	991620	-203284	-304910	5378098	3705953
2030	1170130	-371886	-505675	5405551	2546142
2035	1359400	-628298	-801640	4188301	0
2040	1575800	-877063	-1114284	1150323	0
2045	1856360	-1092181	-1413722	0	0
2050	2223260	-1243845	-1646655	0	0
2055	2684480	-1349991	-1839486	0	0
2060	3221560	-1506676	-2067716	0	0

出所 筆者推計

注1：賃金上昇率を4%と仮定した。積立金が枯渇した場合は収支を0として表示した。

注2：国庫負担比率は基礎年金拠出金の1/3とし、その基礎となる一人当たり基礎年金の初期値は平成4年度『事業年報』より求め、以後賃金スライドされるものとした。

表 7-2 年金財政収支（協会推計人口，賃金インデックス，単位：億円）

年度	保険料	単年度収支		積立金を含めた収支	
	拠出 総額	3号被保険者 受給者含まず	3号被保険者 受給者含む	3号被保険者 受給者含まず	3号被保険者 受給者含む
1995	196430	51605	50634	1224422	1223260
2000	252350	26295	22294	1837837	1821938
2005	342810	2330	-10105	2560877	2492713
2010	450060	-52603	-76643	3319245	3128680
2015	582400	-103239	-143244	4001202	3568070
2020	755690	-155167	-228228	4644733	3747313
2025	958850	-235687	-337246	5123669	3452000
2030	1098720	-442203	-575920	4777102	1918707
2035	1232450	-753326	-926601	2805300	0
2040	1375890	-1073992	-1310494	0	0
2045	1560520	-1383543	-1703629	0	0
2050	1797850	-1663317	-2063834	0	0
2055	2087170	-1929402	-2415703	0	0
2060	2414870	-2222632	-2781594	0	0

出所 筆者推計

注1：賃金上昇率を4%と仮定した。

注2：国庫負担比率は基礎年金拠出金の1/3とし、その基礎となる一人当たり基礎年金の初期値は平成4年度『事業年報』より求め、以後賃金スライドされるものとした。

表 7-3 年金財政収支（厚生省推計人口，消費者物価スライド，単位：億円）

年度	保険料	単年度収支		積立金を含めた収支	
	拠出 総額	3号被保険者 受給者含まず	3号被保険者 受給者含む	3号被保険者 受給者含まず	3号被保険者 受給者含む
1995	196840	59237	58332	1240553	1239466
2000	253040	49404	46018	1949240	1935262
2005	344030	46238	36100	2899864	2842597
2010	452010	17522	-1687	4089411	3933307
2015	585970	1482	-29994	5507910	5158348
2020	766530	-2336	-60148	7345688	6625823
2025	991620	-17243	-95713	9713970	8383617
2030	1170130	-143476	-245478	12249690	9995403
2035	1359400	-354927	-486160	14549264	10936124
2040	1575800	-544125	-726364	16403323	10808312
2045	1856360	-685669	-938721	17929875	9366256
2050	2223260	-750973	-1067295	19353569	6540693
2055	2684480	-771997	-1153764	21037034	2310553
2060	3221560	-861116	-1292920	22956724	0

出所 筆者推計

注1：賃金上昇率を4%と仮定した。

注2：国庫負担比率は基礎年金拠出金の1/3とし、その基礎となる一人当たり基礎年金の初期値は平成4年度「事業年報」より求め、以後消費者物価スライドされるものとした。

ことができることがわかる。もちろん、このような財政収支を赤字化させないためには、若年世代が、最終的に29.6%に達する保険料率引き上げスケジュールに従って保険料拠出を行うことと、国庫負担を賄う何らかの租税負担を同時に負うことが、前提されなければならない⁸⁾（ただし、物価スライドにしても単年度収支は赤字化してしまう）。

このように厚生省推計人口が妥当する限り、保険料率を29.6%にまで引き上げるスケジュールを採用しかつ給付改定を物価スライド制にすれば、積立金の運用収入を含めた厚生年金財政は赤字化を回避することができる可能性がある。しかし、保険料率引き上げと同時に給付が物価スライドされれば、将来世代の負担は増大すると考えられる。このような世代間の負担の格差を計測するのが、次節の課題である。

IV 世代間の負担の実態とフェア年金

(1) 世代間の負担の実態

III節では、年金制度改革で示された保険料率引き上げを前提すれば、インデックスとして物価ス

ライド制を採用すると厚生年金の財政収支が赤字化する時点が遅くなり、積立金の枯渇を相当程度くい止めることができる。しかし、物価スライド制（2%の引き上げ率を仮定）に伴うコストは、個々の受給者が毎年受け取る年金給付額が賃金インデックス（4%の引き上げ率を仮定）による給付額よりも低下することにより、将来の給付の引き下げとなって現れる。

このような制度改革に伴う世代別のコストを測るために、われわれは、世代間負担の実態を検討する。世代間負担を示す指標としてしばしば利用されるのは、世代別の総受給額と総拠出額との差額である世代間移転である。世代別・男女別に見て、拠出額が給付額を超過することは、個人が被保険者である時期の年金受給世代に所得を移転したことを意味し、逆に給付額が拠出額を超過すれば、その個人は後代世代から所得移転を受けることを意味する。世代間負担の程度を、このような世代間の所得移転により世代別・男女別に調べるために、本稿でもネットの受給額（＝受給額（B）－拠出額（C））に対する拠出額の比率（世代間移転比率， $(B-C)/C$ ）を用いる。この値が正であれ

ば後代世代から移転を受けており、負であれば前の世代に移転を行っていることになる。

このような指標を賃金インデックスの場合と物価スライドの場合について推計し、それぞれの推計値を比較することによって、物価スライド制への移行による世代間負担の変化を見ることができ。本節では、保険料率引き上げの下でそれぞれのインデックス方式に基づいて財政収支を求めたデータを、世代別・男女別のデータに分解して、世代間移転比率、 $(B-C)/C$ を算出した。ここでは、厚生省推計人口を用いた結果を示す。

保険料引き上げを前提して、賃金インデックスと物価スライド制を採用した場合それぞれの推計結果は、表8と表9である。ここで、世代間移転比率 $(B-C)/C$ において、 C は男女それぞれ世代別の総拠出額であるが、男子の B は、老齢年金、通算相当年金と遺族年金を合わせた受給額合計の場合と、これに妻である3号被保険者が受給する基礎年金額を合わせた合計の場合を取り上げた。他方、女子の B は、老齢年金と通算相当年金の2種の年金の受給額計とした。これらの総拠出額と総受給額は、各世代が新規裁定を受ける60歳時点

の割引現在価値で表されている。このような推計結果から、以下の点を指摘することができる。

第1に、世代間移転比率の低下と、それがマイナスになり年金の元本割れが生じる可能性は、公的年金の給付負担関係が世代間で必ずしも公平ではないことを示唆している。実際、賃金インデックスと物価スライド制のいずれでも、後の世代ほど世代間移転比率が低下しており、若年世代から所得移転を受ける程度が減少していく⁹⁾。特に、1950年代生まれ以降の若い世代では、世代間移転比率がマイナスになる。これより若い世代では、生涯における年金の受給額は拠出額を下回り、他の世代への移転に拠出のより多くの部分が使われ、自らの給付に対しては元本割れが生じることになる。また、物価スライド制では、賃金スライド制よりも、より早く生まれた世代に対して世代間移転比率がマイナスになる。

第2に、同じ世代内の負担比率で見ると、現行の厚生年金制度は、家族形態の選択に対して必ずしも中立的ではないと考えられる。まず、老齢年金とこれに通算相当年金を合わせた世代間移転比率を男女で比較すると（男子のBCC2と女子の

表8 世代別・男女別・給付負担関係①
(保険料引き上げケース、賃金インデックス、厚生省推計人口)

生まれ年	男子				女子	
	BCC1	BCC2	BCC3	BCC4	BCC1	BCC2
1930	1.45066	1.71793	2.45434	2.74021	3.60250	5.32592
1935	1.57674	1.97062	2.71114	3.07582	1.13850	2.34805
1940	0.74246	1.00881	1.53480	1.75638	1.21091	2.46142
1945	0.33297	0.53673	0.95617	1.08322	0.77088	1.77250
1950	0.04791	0.20809	0.55161	0.76712	0.26187	0.97559
1955	-0.12704	0.00640	0.29249	0.45038	0.10264	0.72630
1960	-0.17167	-0.04505	0.22103	0.37983	-0.01187	0.54702
1965	-0.23528	-0.11839	0.12588	0.26278	-0.11024	0.39302
1970	-0.29773	0.19039	0.03404	0.16411	-0.20321	0.24747
1975	-0.35171	-0.25262	-0.04543	-0.10156	-0.30739	0.08435
1980	-0.39136	-0.29832	-0.10379	-0.02701	-0.35679	-0.00702
1985	-0.41994	-0.33127	-0.14587	-0.01621	-0.39565	-0.05383
1990	-0.43921	-0.35348	-0.17424	-0.06156	-0.42524	-0.10016

出所 筆者推計

注1：生年別に60歳時点の割引現在価値（割引率：5.5%）として算出。

注2：記号の意味は次のとおりである。 C ＝保険料拠出の割引現在価値

$BCC1 = (\text{老齢年金の受給額} - C) / C$, $BCC2 = (\text{老齢年金} + \text{通算年金の受給額} - C) / C$

$BCC3 = (\text{老齢年金} + \text{通算年金} + \text{遺族年金の受給額} - C) / C$

$BCC4 = (\text{老齢年金} + \text{通算年金} + \text{遺族年金} + 3 \text{号被保険者の受給額} - C) / C$

表9 世代別・男女別・給付負担関係②
(保険料引き上げケース、物価スライド、厚生省推計人口)

生まれ年	男子				女子	
	BCC1	BCC2	BCC3	BCC4	BCC1	BCC2
1930	1.06651	1.29173	1.93942	2.15613	2.81022	4.23510
1935	1.10310	1.42459	2.07089	2.33682	0.71336	1.68246
1940	0.42217	0.63957	1.09540	1.25698	0.77138	1.77329
1945	0.08795	0.25426	0.61504	0.70769	0.41883	1.22132
1950	-0.14471	-0.01397	0.27917	0.43633	0.01101	0.58284
1955	-0.28750	-0.17859	0.06499	0.18012	-0.11657	0.38311
1960	-0.32393	-0.22058	0.00649	0.12229	-0.20831	0.23948
1965	-0.37585	-0.28044	-0.07182	0.02801	-0.28712	0.11609
1970	-0.42682	-0.33920	-0.14754	-0.05269	-0.36161	-0.00053
1975	-0.47088	-0.38999	-0.21305	-0.10587	-0.44508	-0.13122
1980	-0.50323	-0.42730	-0.26117	-0.16579	-0.48466	-0.19317
1985	-0.52656	-0.45419	-0.29586	-0.20131	-0.51580	-0.24193
1990	-0.54229	-0.47232	-0.31925	-0.23708	-0.53950	-0.27904

出所 筆者推計

注1：生年別に60歳時点の割引現在価値(割引率：5.5%)として算出。

注2：記号の意味は表8と同様である。

BCC2との比較)、女子に適用された保険料率が男子よりも低い被保険者期間があったため、女子の方が男子より世代間移転比率の正の値が大きく、しかも負になる世代も男子より遅くなっている。このように、厚生年金の保険料率と給付額の関係は、遺族年金を含まない単身世帯の男子と女子の世代間移転比率で比較すると、女子に対して有利な結果をもたらしている。他方、妻が専業主婦である男子の世代間移転比率は、遺族年金と3号被保険者からの受給者の年金を含む分(BCC4-BCC2)だけ大きい。これは、単身世帯であるよりも夫婦世帯になり、妻が被扶養配偶者になる方が、他の世代からの移転が増えて有利になることを示唆している。

(2) 世代間でフェアな年金

年金は、老後の所得保障であり、その本質はたとえ何歳まで生きても、給付が保障されていることにより、そのリスクがカバーされることである。保険の用語で、保険数理的に見てフェアという考え方があり。これは、保険に加入した人の掛け金総額と保険の予想(期待)給付額が一致することをさし、リスクが公平にカバーされることを意味している。年金の場合のフェアな保険とは、個人

個人の長生きのリスクを保険の加入者が全員でシェアしあい、その際、保険組織は制度の運用に必要な事務コスト以上の利潤をあげないことを意味する。このような年金によって、各個人が、不確実な生涯消費のすべてを自分の貯蓄だけから賄わなければならない負担を軽減することができる。

こうした観点からすると、上で見てきた厚生年金の負担の世代間格差は望ましくない。コーホート別に見たB(生涯受給額の現在価値)とC(拠出額の現在価値)の間に、BがCより大きかったり、その逆であるような関係があれば、それは年金制度が、フェア以上(過大な給付)であったり、フェア以下(過小な給付)であることを意味する。これは、保険、特に公的な保険である厚生年金に適用されるような基準ではないと考えられる。

しかし、厚生年金という既に存在する制度を前にして、すべての世代にフェアとなるような改革を行うことは不可能である。既に、フェア以上の年金を受給して死亡してしまった人もいる。また、現在年金を受給している人々に、各コーホートで見て年金がフェアとなるように給付をカットすることも不可能であろう。そこで、フェアな年金を考えるには、一定の生年を決め、それ以前のコーホートに対してはこれまでの制度を適用し、それ

以後のコホートには、フェアな年金を施行する、すなわち、 $B=C$ とする。われわれは、仮に 1935 年生まれを境に、それ以前のコホートにはこれまでの制度を適用し、(35 年を含み) それ以後にはフェアな年金を考えた。

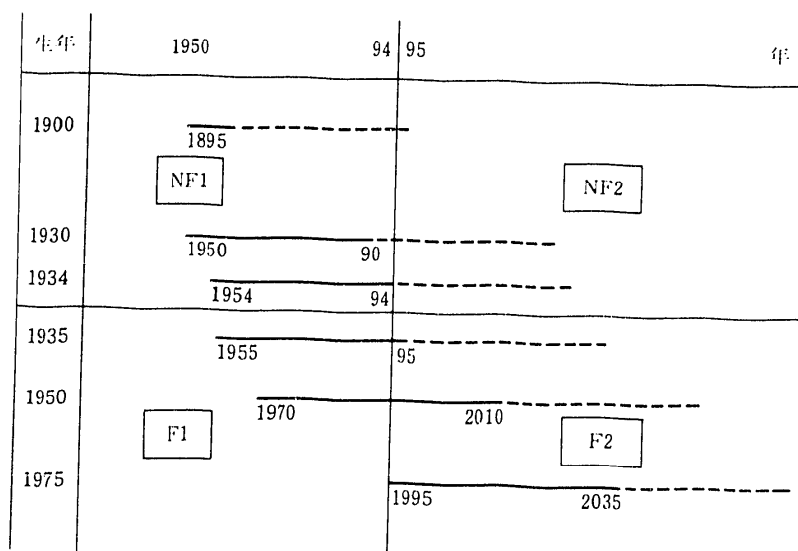
図 1 は、われわれの考え方を示したものである。横軸に時間を、縦軸に生年をとる。上述のように、1935 年生まれからフェアな年金となる。次に、こうした新しい制度によって、35 年生まれ以後の世代については将来世代に負担を生じさせないが、それ以前の世代の拠出額を上回る給付額は、制度全体の「債務」となる。そこで、35 年生まれのコホートが年金を受給する 95 年を選んで、この年の価値でこの債務の額を表すことにする。図中、1995 年で縦線が引かれているのはそのためである。また、1935 年生まれのところで横線を引き、図全体を 4 つの領域に分割した。図中、各コホートの生涯にわたって引かれた線は、その年金の拠出と受給を示している。実線部分は拠出を、破線部分は受給を示している。

さて、フェア年金移行に伴い清算しなくてはな

らない負債をどのようにして推計したらよいのであろうか。図中、NF1、NF2、F1、および F2 で示されたものは、フェア年金世代以前、以後の、1995 年までの拠出と受給額を 95 年の価値で示したものである。ここで、拠出はマイナス、給付はプラスで表す。

したがって、NF1 と F2 を除く部分は、すべて受給額か、拠出額を示している。すなわち、NF2 は、フェア年金以前の世代の 95 年以降の年金受給額 (95 年価値) であり、F1 は、フェア年金世代の 95 年までの拠出額である。NF2 はプラス、F1 はマイナスである。これに対して、NF1 はフェア年金以前の世代の 95 年までの純受給額であり、F2 はフェア年金世代の 95 年以降の純受給額である。

これらの記号を使うと、フェア年金の意味と求めるべき債務が明確になる。35 年生まれ以降は、各コホートについて拠出と受給の現在価値は等しいので、フェア年金世代を集計しても、 $F1+F2=0$ 、という関係が成り立つ。したがって、この世代は年金債務とは関わりはない。一方、フェア年金以前の世代では、 $NF1+NF2$ の額が 95 年の価



- (注) 1. 各コホートで引かれた線は、当該コホートの生涯にわたる年金の拠出と受給を示す。実線部分は拠出を、破線部分は受給を示している。
 2. NF1: フェア年金以前の世代の 95 年までの純受給額
 NF2: フェア年金以前の世代の 95 年以降の受給額
 F1: フェア年金世代の 95 年までの拠出額
 F2: フェア年金世代の 95 年以降の純受給額

図 1 世代間でフェアな年金の仕組み

値で評価したフェア以上の受給額となる。つまり、これが清算しなくてはならない債務である。

さて、実際の推計にあたって生じる問題は、データの制約からフェア年金以前の世代の厚生年金創設以来の拠出額と受給額を推計することが困難であることである。そこで、われわれの推計から95年における年金積立残高がわかることを利用する。仮に、その残高を $X (>0)$ とすれば、 $NF1 + F1 + X = 0$ 、である。以上2つの関係より、

$$NF1 + NF2 = NF2 - F1 - X$$

となる。

この関係は、清算すべき債務の性格をより明確に示している。フェア年金に移行するには、まず、フェア年金以前の世代が95年以降受給する額である $NF2$ が積み立てられていなければならない。そして、フェア年金世代については、95年までの拠出金額である $F1 (<0)$ が積み立てられていなければならない。これに対して、95年に実際に積み立てられている額は、 X である。とすれば、 $NF2 - F1$ が X を超える額が、フェア年金への移行にあたっての資金不足となるのである。

コーホート別の給付と負担比率を求めた時と同じく、利子率を5.5%として推計を行った。まず、フェア年金世代の95年までの拠出金（すなわち、 $-F1$ ）は、268兆円である。フェア年金以前の世代の95年以降2060年までの受給額（すなわち、 $NF2$ ）については、これまでと同様、賃金インデックスと物価インデックスの2つのケースについて推計を行った。結果は、それぞれ、245兆円と199兆円である。95年の積立金についても、賃金インデックスと物価インデックスの2つの推計を行ったが、両者ともほぼ120兆円であった。

これらの結果から、清算すべき債務の額は、賃金インデックスの場合には391兆円となり、物価スライドの場合には342兆円となった¹⁰⁾。ほぼ、わが国の国民所得と等しい額の債務が生じていたことになる。この債務を抱えた上、将来的に年金財政収支が破綻しないためには、上で検討してきたような保険料と給付の両面で極めて厳しい改革が

必要となるのである。その結果、将来世代は、フェア以下の給付しか享受できないことになる。換言すれば、厚生省が進める厚生年金改革とは、この清算すべき債務を将来世代にいかにして背負わせるかという政策に過ぎない。われわれが主張したいのは、年金の世代間負担について様々な視点があるとしても、今後30%を超す保険料を被用者に求める以上、その負担がなぜ必要となったか、その理由を財政データを添えて国民に示すべきであるということである。

V おわりに

本稿は、厚生年金財政をめぐる2つの課題に答えることを目的とした。第1の課題は、人口の高齢化と年金財政の関わりを示すことであり、第2の課題は、世代間の負担の実態を明らかにした上で、世代間でフェアとなる年金を実際に考えることである。そして、フェア年金を考える過程で、厚生年金が清算しなくてはならない債務の額を推計した。われわれの主たる推計結果は、以下のようである。

① 人口の高齢化に関しては、94年の再計算で使われた厚生省暫定推計と出生率に関してより厳しい仮定をおいた財政経済協会推定を比べると、2020年頃から被保険者推定に違いが見られ、2050年には暫定推計の方が、400万人以上大きくなる（財政経済協会推定による被保険者数の23%）。いずれの推定が正しいかは結論づけられないが、人口推計について更に考慮を払う必要があるだろう。

② 厚生年金財政は、被保険者数とならんで一人当たり受給額によって大きな影響を受ける。そこで、賃金インデックスと物価スライドの2つの受給額スライド方式による年金財政を推計した。結果は、賃金インデックスの場合には、94年の改革に従った場合でも年金財政は、破綻する危険性があるということである。

③ 保険料の引き上げと、給付の引き下げに伴い、将来世代の年金の負担は増大する。われわれの推計では、生涯拠出額が年金受給額を超える世

代が、将来発生する。この推計では、国庫負担分を給付に入れているので、この分を給付から除けば、更に多くの世代が「元本割れ」に直面するであろう。

④ そこで、世代間でフェアとなる年金を示し、このフェアな年金への移行に必要な積立額を求めた。この額が実際の積立額を超える部分が、いわば厚生年金において清算されるべき債務である。推計結果によると、95年の価値で400兆円近い債務が発生している。

⑤ この債務は、厚生年金に外部から資金が入らない限り、将来世代の負担の増大によって返済されるしかない。こう考えると、現在進められている年金改革は、過去の債務をどうようにして将来世代に肩代わりさせるかという作業の一端であると理解できる。この作業が避けられない以上、政府は厚生年金の過去の債務を国民に示し、その上で今後の改革のあり方を検討していくべきである。

最後に、わが国の年金財政を考えていく上で、ここでは取り上げなかったが重要な問題のひとつに、制度間の財源調整がある。特に、1986年の基礎年金制度の発足に伴い、国民年金と被用者年金（厚生年金と共済組合）の間で大規模な財源調整がなされている。その実態を明らかにし、本来職種や单身・夫婦世帯などライフスタイルの選択を問わず、すべての国民に等しく適用されるべき基礎年金の拠出と受給のあり方を抜本的に再検討する必要があるだろう。これは本稿に続く課題としたい。

* 本稿の作成にあたり、油井雄二氏（成城大学）、府川哲夫氏（国立公衆衛生院）、および高橋善幸氏・金丸桂子氏（経済政策研究所）から有益なコメントを頂いたことに、謝意を表したい。

注

- 1) 60歳から65歳までは、部分年金や継続雇用により所得保障を図ることになるが、継続雇用の前提となる高齢者の労働供給と年金制度との関係に関する最近の実証分析には、Seike, A. and H. Shimada (1994) がある。
- 2) この影響を見るために、厚生省人口問題研究所の旧中位推計と1990年財政経済協会人口推計を

利用して年金財政収支の動向を比較したのは、Kaneko and Tajika (1992)である。

- 3) コーホートデータから年金の給付負担関係を示す世代間移転比率等の指標を求める方法は、高山 (1981)、麻生 (1992)、橘木・下野 (1993) 等、多くの研究を参考にしたが、われわれはこのコーホートデータを集計して、野口編 (1986) が行ったような年金の財政収支の推計を同時に行う点に留意した。
- 4) この修正係数を求めるために、新規裁定者数と受給者数の両方の値が『事業年報』に見られる旧法厚生年金適用世代 (1926年生まれ以前の男女別コーホート) を対象に、新規裁定者数を最大被保険者数に回帰した。そして、コーホート別の被保険者期間における最大被保険者数と新規裁定者数の相関係数が新法適用世代にも当てはまると仮定して、コーホート別の被保険者最大数にこの相関係数を掛けた値を、老齢年金と通算相当年金それぞれのコーホート別新規裁定者数とした。
- 5) 有遺族率等の年金財政の推計に必要な基礎率は、89年版『年金と財政』の付録2：計算基礎資料を利用した。以下の分析でも同様である。
- 6) 本推計作業を行った直後に、今年度の年金制度改正法案が通過した。ボーナスからの保険料拠出額は景気変動により増減すると思われるが、その範囲で保険料総徴収額は本推計より大きくなると思われる。この点を改良した推計作業は今後の課題としたい。
- 7) スライド制の問題を捨象しても、将来の運用利回りの設定の問題がある。積立金運用利回りを89年度財政再計算が採用した5.5%とすべきか、現在の一般的な低金利を反映させてより低い利回りを採用すべきかという問題が残る。この点に関する感度分析については、推計の初期時点は異なるが田近編 (1994, 第I章) が挙げられる。
- 8) 協会推計では将来の被保険者数が大きく減少するので、消費者物価スライドの下でも、年金財政収支の赤字化が生じる可能性がある。
- 9) $(B-C)/C$ の値は世代が若くなるほど低下する傾向があるが、約5年ごとに変動する点が見られる。これは、新法適用者であっても、被保険者期間 (1988年以前) において保険料率の引き上げがほぼ5年に一度行われてきたために、世代ごとにその引き上げに直面する回数が異なることによって生じていると考えられる。
- 10) 本稿では、世代間の給付負担関係と比較できる形で、厚生年金の債務を算出した。八田・小口 (1994) はこのような比較を行っていないが、世代合計の集計データにより厚生年金と共済年金を合わせた年金債務の推計を行い、それが578兆円 (1990年価格表示) になることを示した。

参考文献

- 麻生良文 (1992) 「厚生年金制度による所得移転」『経済研究』, 第 43 巻第 2 号
- Kaneko, Y. and E. Tajika (1992), "The Financial Status and Reform of Japanese Public Pension Plans: the Case of the Employees' Pension Insurance," The Paper presented at the 48th Congress of the International Institute of Public Finance.
- 小椋正立 (1991) 「日本の中・長期計画を歪める人口推計」『エコノミスト』第 69 巻 53 号
- ・胡沢徹朗 (1994) 「2020 年までの日本人人口予測」『日本経済研究』第 27 号
- 金子能宏・田近栄治 (1994) 「厚生年金 (旧法) 財政の実態と評価」『季刊・社会保障研究』第 30 巻第 1 号
- 厚生省年金局監修 (1994) 『人生 80 年時代の年金制度——平成 6 年年金改正のあらまし』(中央法規出版)
- 厚生省年金局数理課監修 (1990) 『年金と財政』(社会保険法規研究会)
- 社会保険庁『事業年報』各年度版
- 高山憲之 (1981) 「厚生年金における世代間の再分

配」『季刊現代経済』第 43 号

- (1993) 『年金改革の構図』(日本経済新聞社)
- Seike, A. and H. Shimada (1994), "Social Security Benefits and Labor Supply of the Elderly in Japan," in Y. Noguchi and D.A. Wise eds. (1994), *Aging in the United States and Japan* (The University of Chicago Press)
- 田近栄治編 (1992) 『高齢社会のグランドデザイン〈年金〉』(財政経済協会)
- (1994) 『高齢社会への新たな戦略〈年金〉』(財政経済協会)
- 橋本俊諂・下野恵子 (1993) 『個人貯蓄とライフサイクル』(日本経済新聞社)
- 野口悠紀雄編 (1986) 『公的年金の今後のあり方』, ソフトノミクス・フォローアップ研究会報告書
- 八田達夫・小口登良 (1993) 「日本国政府の年金純債務」『日本経済研究』第 25 号
- ・——— (1994) 「日本国政府の年金純債務」日本財政学会・平成 6 年度大会報告要旨 (かねこ・よしひろ 日本労働研究機構研究員) (たぢか・えいじ 一橋大学教授)